

議第20号

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策基金条例および滋賀県税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策基金条例および滋賀県税条例の一部を改正する条例次に掲げる条例の規定中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

- (1) 滋賀県新型コロナウイルス感染症対策基金条例（令和2年滋賀県条例第53号）第1条
- (2) 滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）付則第30条第1項

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

